

議題 n 警察による個人情報の過剰取得

委員 齋藤宙也

1 被疑者からの DNA 取得——取調べにおける口腔内細胞の採取

(1) 前提

犯罪捜査といえども、個人情報の取扱いに関する基本的な規律(法 5 章 2 節)は適用される(法 1 2 4 条 1 項参照)→個人情報の取得、保有は必要な範囲に限られる(6 1 条 1 項 2 項)

(2) 取得段階の問題

ア DNA 取得に関する規律

形式上は、令状がない限り任意(本人の同意が必要)
一応、全国共通の規律の通達はある(参考資料 1)。

イ 任意性の問題

被疑者と警察の力関係の差

ウ 必要性の問題

本当に、「必要性については、個別具体の事案に即して、組織的に検討を行う」ということになっているか。先日私が担当した在宅被疑者の場合、明らかに不要と考えられる。それでも採取を求められた。

エ 利用目的の明示

そもそも、書面又は電磁的記録による取得ではないから 6 2 条の対象外? 仮に適用があるとして、犯人性の検討のため必要性が明らかであれば、4 号に当たる。しかし、そのような必要性が明らかでない場合は?

通達上は、「その結果を本件や余罪の捜査に利用することについて十分に説明を行」うこととされている。

(3) 廃棄段階の問題

通達では、必要のなくなった鑑定書を廃棄することとされているが、それを検証する手段は事実上ない。(特定人を名指しせず)情報公開しても適用除外(条例 3 2 条)、自己情報開示請求しても適用除外(法 1 2 4 条 1 項)と思われる。まして、一旦被疑者として採取されたものを、警察が自発的に廃棄するとは考えられない。

→一旦取得されるとそれは半永久的に残されるため、取得段階での歯止め(必要性の厳格な吟味)が必要

2 レイシャル・プロファイリング—外国人の個人情報の取得

(1) レイシャル・プロファイリングとは(参考資料2)

人種差別かどうかの問題はおくとしても・・・

前提 外国人も「個人」(法2条1項)に当たる

(2) 取得段階の問題

ア 任意性の問題

日本人でも、職務質問を拒否することの危険性

外国人の場合、そもそも提示義務(入管法23条3項)

イ 必要性の問題

本当に職務質問(その結果として個人情報取得)が必要な場面なのか。外国人の情報を得て組織内で蓄積すること自体が目的化しており、必要性についても、後付けの作文でいかようにも創り上げられるとの疑惑がある

参照：https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_66a0c4bde4b04ed80d39c745

なぜ「外国人に見える人」に職務質問をするのか。Fさんによると、目的は二つあったという。

一つは、外国人の情報を得て組織内で「蓄積」すること。

「外国人ふうの外見の人に、『セキュリティチェックです』などと適当に理由をつけて、パスポートの提示を求め、氏名や国籍、旅券番号などの情報をメモします。収集した個人情報はその後、報告書にまとめて外国人犯罪の担当課に共有します。

本人には、個人情報を何に使用するかを説明することは一切ありません。メモが面倒だとして、何も悪いことをしていない外国人のパスポートや在留カードの写真を撮る警察官もいました」

そしてもう一つの目的が、入管難民法違反に当たるオーバーステイ(超過滞在)の摘発だと、Fさんは言う。

(中略)

「後から理由をつける、というのが警察の基本的なやり方であり、警職法上の『異常な挙動』は『書類で作る』んです。

例えばオーバーステイを摘発した時に、外国人に見えたから職務質問をしたというのが事実だけど、それを正直に報告書に書いたら違法な職質になってしまうので、『警察官を見て視線をそらした』とかそれらしい理由を後からつけます。

警察官にとっては『書類の書き方』程度の感覚で、書類作成の基本の一つです。若手が作った書類に対し、現場を見てもいない上司が添削して適法な理由を付け加えるよう指示することもよくあります」

ウ 利用目的の明示

単に在留資格の有無を確認することを超え、個人情報を取得する目的は説明されない。オーバーステイ摘発が目的であるとしても、オーバーステイなら現行犯逮捕すればよく、在留期間内であればあえて取得する必要はないはず

これも、「本人から直接」書面又は電磁的記録を取得するわけではないから62条の対象外？

仮に適用があるとして、3号に当たるかどうかの議論。

仮に上記のような思わくがあるとしたら、それは事業の「適正な」遂行に支障を及ぼすと言えるか？

(3) 廃棄段階の問題

実質的に、1と同じ

(4) 終わりに

上記 URL の記事は愛知県警、参考資料2は警視庁を対象としているが、神奈川でなされていないという保証はない。ただ、神奈川でこのようなレイシャル・プロファイリングが疑われる報道はまだ聞いたことがない。

職質自体の当否はともかく、外国人の個人情報の取得に当たって、多文化共生の理念を参酌する必要があるであろう。